

《横浜市社会福祉協議会（市社協）》
共済制度の『あらまし』

★共済事業のご担当者様

共済制度の「あらまし」は、加入前の説明用に作成したものです。

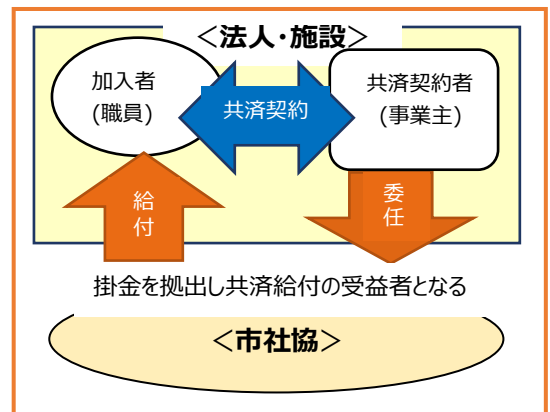
はじめて福祉施設・事業に入職し、加入を検討される方に向けて、共済制度について、まず知っていただきたいこと（しくみ、掛金、給付金等）を簡潔にまとめました。

加入が決まった方へは、さらに、「重要事項説明書」や冊子「年金共済事業のご案内」もあわせて、お渡ししてご説明くださるようお願いいたします。

★最初に、共済制度（しくみ・掛金、給付金など）についてご案内します。

【制度のしくみ】

- ◆職員の福利厚生の実現を目的に、事業主から委任を受けた市社協が「共済事業規程」に基づいて共済事業を運営しています。
- ◆事業主と加入者（職員）双方が毎月掛金を拠出して、市社協に預託し、市社協は、掛金を原資として、給付（脱退給付・慶弔給付）・貸付等を行ないます。



<脱退給付> 加入者が退職する際に退職金を給付します。

<慶弔給付> 加入者の結婚等の祝金や入院見舞金等を給付します。

<貸付> 加入者が資金が必要な際にお貸しします。

【脱退給付（退職金）の要件】

共済事業を脱退する要件は下記の①～⑤のとおりです。

下記③～⑤での脱退は給付金が 1/2 に減額されますのでご注意ください。

- ① 加入者が死亡した時
- ② 加入者が退職した時
- ③ 加入者が掛金を3ヶ月以上滞納した時
- ④ 共済契約者が掛金を3ヶ月以上滞納し、共済契約を解除された時
- ⑤ 共済契約者が加入者の同意を得て共済契約の解除を申し出て解除された時

【掛金】（詳しくは「重要事項説明書」や冊子「年金共済事業のご案内」をご覧ください）

加入者の給与月額（本棒と月により変動のない手当等）を「標準給与等級および掛金月額表」の標準給与月額にあてはめて算出します。加入者と事業主の双方が掛金を負担し、事業主が加入者分と事業主分の掛金をまとめて市社協に毎月納入します。

なお、双方の掛金の負担割合は裏面表のとおりです。

また、育児休業や傷病による休職等、給与の支給がなく加入者の掛金の負担が困難な場合は掛金の支払を中断することができます。

| | | | |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 負担区分 | 加入者負担分 | 事業主負担分 | 計 |
| 負担割合 | 22.5/1000 | 26.5/1000 | 49/1000 |
| あなたの場合 | | | |
| | 給与月額 | 標準給与月額 | 加入者掛金 |
| ¥ | | ¥ | ¥ |

加入時に標準給与月額を決定し、以後、毎年10月に改訂します。(10月～翌年9月までの間に昇給・異動等により給与月額の改訂があっても掛金の変更はしません。)

【脱退給付金（退職金）】

- ◆ 加入期間が12ヶ月以上の場合に支給されます。
- ◆ 6ヶ月以上12ヶ月未満の場合は「慶弔給付金」(10,000円)が支給されます。
- ◆ 6ヶ月未満で脱退すると給付金の支給はありません。

【脱退給付金額のめやす】

共済事業規程で定められ、「加入期間の平均の標準給与月額」に「支給乗率」を乗じて算定します。加入期間が12か月では、本人負担分掛金の110%相当の支給額、3年で130%、5年で160%程度となり、加入期間が長くなるほど、支給額（支給乗率）が大きくなり、有利な制度となっています。(注：掛金の中断期間は加入期間に算定されません)

【慶弔給付金】

| | 慶弔給付の種類 | 金額 |
|---|---------------------------|---------|
| ① | 加入者が結婚したとき | 30,000円 |
| ② | 加入者又は配偶者が出産したとき | 20,000円 |
| ③ | 加入者が病気または障害により10日以上入院したとき | 10,000円 |
| ④ | 加入者が病気または障害により30日以上入院したとき | 20,000円 |
| ⑤ | 加入者が死亡したとき | 50,000円 |
| ⑥ | 加入者の配偶者が死亡したとき | 30,000円 |
| ⑦ | 加入者の子が死亡したとき | 20,000円 |
| ⑧ | 加入者が加入期間6ヵ月以上1年未満で退職したとき | 10,000円 |

【年金共済貸付】

資金が必要な際に加入者に資金をお貸しする制度です。

【貸付対象者】 年金共済事業に1年以上加入している加入者

【連帯保証人】 加入者の所属する法人の「代表者または施設・団体の長

【貸付額】 1万円単位で最大100万円まで（申請時の脱退給付金の範囲内）

【貸付利率】 年3.65% ，【返済方法】 元金均等払

【返済期間】 25万円までは18ヶ月以内、25万円以上は40ヶ月以内

【異動による継続加入】

加入時に勤務している施設・団体から、他法人の施設・団体に転職することになった場合には、転職先の施設・団体が本共済事業に加入していて、かつ連続した月で勤務し、掛金を納入できる時には共済を継続できる場合があります。